

四日市港港湾計画書

— 一部変更 —

平成23年12月

四日市港港湾管理者

四日市港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成23年2月 四日市港港湾審議会

- ・平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経た四日市港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 港湾の効率的な運営に関する事項	2

変更理由

民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、霞ヶ浦地区に効率的な運営を特に促進する区域を計画する。

1 港湾の効率的な運営に関する事項

(1) 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により運送される貨物を取扱う以下の埠頭について、法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業及びそれと一体となった取組により、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

ただし、「効率的な運営を特に促進する区域」については、霞ヶ浦地区（北ふ頭）水深14～15m岸壁（W81）の利用を開始する時点で、区域の設定を見直すこととする。

[効率的な運営を特に促進する区域]

霞ヶ浦地区

（北ふ頭）

水深14m 岸壁1バース

延長330m（コンテナ船用）[既設] W80

水深14～15m 岸壁2バース 延長680m

（コンテナ船用）[既定計画] W81～W82

埠頭用地58ha（うち15ha既設）[既設・既定計画]

（南ふ頭）

水深12m 岸壁1バース

延長250m（コンテナ船用）[既設] W26

水深12m 岸壁1バース

延長250m [既設] W27

埠頭用地20ha [既設]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

[効率的な運営を特に促進する区域]

霞ヶ浦地区（北ふ頭）

水深 1.4 m 岸壁 1 バース

延長 330 m（コンテナ船用）[既設] W80

水深 1.4～1.5 m 岸壁 2 バース

延長 680 m（コンテナ船用）

[既定計画] W81～W82

霞ヶ浦地区（南ふ頭）

水深 1.2 m 岸壁 1 バース

延長 250 m（コンテナ船用）[既設] W26

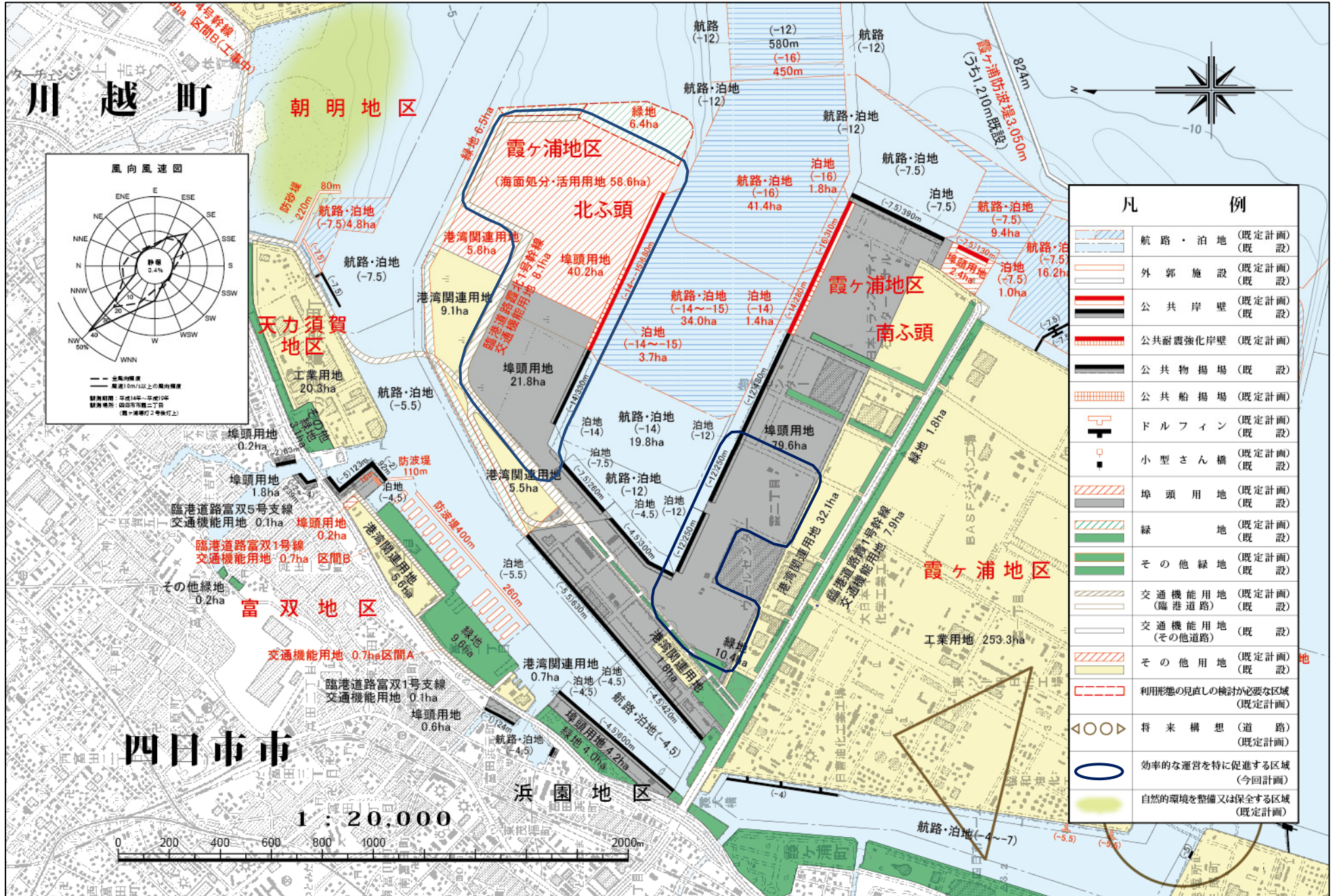
埠頭用地 6.7 ha（うち 2.7 ha 既設）

[既定計画]

四日市港港湾計画位置図



四日市港（霞ヶ浦地区）港湾計画図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平23部復、第46号)